



栃木県公報

令和5(2023)年
3月31日(金)
号外
第17号

目次

公安委員会

- 栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 1
- 栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正..... 3
- 栃木県警察本部組織規則の一部改正..... 3
- 栃木県公安委員会公印規程の一部改正..... 4

警察本部

- 栃木県警察職員等の旅費に関する訓令の一部改正..... 5
- 栃木県警察文書取扱規程の一部改正..... 6
- 栃木県警察事務決裁規程の一部改正..... 7

公安委員会

栃木県公安委員会規則第6号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和47年栃木県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第7条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 車両通行止め、二輪の自動車以外の自動車通行止め、大型貨物自動車等通行止め、特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め、大型乗用自動車等通行止め、車両（組合せ）通行止め、指定方向外進行禁止、<u>自転車及び歩行者等専用</u>、<u>歩行者等専用</u>並びに一方通行の規制（イからカまでに掲げる車両にあっては、一方通行の規制を除く。）の対象から除く車両は、前号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～8 略</p> <p>(警察署長の通行許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 警察署長は、令第6条及び前項の規定により通</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第7条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 車両通行止め、二輪の自動車以外の自動車通行止め、大型貨物自動車等通行止め、特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め、大型乗用自動車等通行止め、車両（組合せ）通行止め、指定方向外進行禁止、<u>自転車及び歩行者専用</u>、<u>歩行者専用</u>並びに一方通行の規制（イからカまでに掲げる車両にあっては、一方通行の規制を除く。）の対象から除く車両は、前号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2～8 略</p> <p>(警察署長の通行許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 警察署長は、令第6条及び前項の規定により通</p>

行を許可したときは、歩行者等用道路通行許可車標章（別記様式第4号の2（その1））又は通行禁止道路通行許可車標章（別記様式第4号の2（その2））（以下この条において「標章」という。）を交付するものとする。

3 略

別表第1（第2条関係）

申請、届出、交付等の手続

番号	申請、届出、交付等	経由機関	申請、届出等の様式及び部数
1	<u>遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出</u>	<u>交通企画課長又は管轄署長</u>	<u>施行規則別記様式第1の3の4</u> 1通
2～13 略			
14	高齢運転者等標章の交付申請	同	<u>施行規則別記様式第1の3の5</u> 1通
15	高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出	同	<u>施行規則別記様式第1の3の7</u> 1通
16	高齢運転者等標章の再交付申請	同	<u>施行規則別記様式第1の3の8</u> 1通
17～21 略			
22	<u>特定自動運行の許可証の再交付申請</u>	<u>交通企画課長又は管轄署長</u>	<u>施行規則別記様式第5の8</u> 1通
23	<u>特定自動運行の許可申請</u>	同	<u>施行規則別記様式第5の9</u> 1通
24	<u>特定自動運行計画の変更の許可申請</u>	同	<u>施行規則別記様式第5の10</u> 1通
25	<u>特定自動運行許可申請書の記載事項の変更の届出</u>	同	<u>施行規則別記様式第5の11</u> 1通
26～82 略			

備考 略

行を許可したときは、歩行者用道路通行許可車標章（別記様式第4号の2（その1））又は通行禁止道路通行許可車標章（別記様式第4号の2（その2））（以下この条において「標章」という。）を交付するものとする。

3 略

別表第1（第2条関係）

申請、届出、交付等の手続

番号	申請、届出、交付等	経由機関	申請、届出等の様式及び部数
1～12 略			
13	高齢運転者等標章の交付申請	同	<u>施行規則別記様式第1の3の2</u> 1通
14	高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出	同	<u>施行規則別記様式第1の3の4</u> 1通
15	高齢運転者等標章の再交付申請	同	<u>施行規則別記様式第1の3の5</u> 1通
16～20 略			
21～77 略			

備考 略

別表第1の添付32（裏）中「第119条の2の2第2項」を「第119条の2の4第2項」に改める。
別記様式第4号の2中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に、「歩行者用」を「歩行者等用」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県公安委員会規則第7号

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和5年3月31日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和34年栃木県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

警察職員定員表

階級等 本部 警察署	警 察 官						警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警 察 本 部	73	136	499	360	143	1,211	316	1,527
警 察 署	45	113	474	647	939	2,218	148	2,366
合 計	118	249	973	1,007	1,082	3,429	464	3,893

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県公安委員会規則第8号

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部組織規則（昭和39年栃木県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織犯罪対策第二課)</p> <p>第29条の2 組織犯罪対策第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 麻薬関係事犯、覚醒剤関係事犯その他習慣性がある薬物に係る保健衛生関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(警備部の分課)</p> <p>第42条 警備部に次の課及び隊を置く。</p> <p>警備企画課 警備第一課 警備第二課</p> <p>機動隊</p>	<p>(組織犯罪対策第二課)</p> <p>第29条の2 組織犯罪対策第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 麻薬関係事犯、覚せい剤関係事犯その他習慣性がある薬物に係る保健衛生関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(警備部の分課)</p> <p>第42条 警備部に次の課及び隊を置く。</p> <p>警備企画課 警備第一課 警備第二課 <u>国体・障スポ対策課</u></p> <p>機動隊</p> <p><u>(国体・障スポ対策課)</u></p> <p>第44条の3 <u>国体・障スポ対策課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p>

- (1) 第77回国民体育大会の開催に伴う警察事務に関すること。
- (2) 第22回全国障害者スポーツ大会の開催に伴う警察事務に関すること。
- (3) その他警察本部長の特命に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県公安委員会規程第1号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程（昭和42年栃木県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前						
別表						別表						
公印の種類	制式		使用区分	略	保管責任者	公印の種類	制式		使用区分	略	保管責任者	
	形式	書体					寸法 [ミリメートル]	形式				書体
				略	略					略	略	
			自動車運転代 行業認定証、 解任命令書、 是正措置命令 書、認定に関 する通知書、 認定に関する 協議書、認定 取消処分通知 書、認定取消 しに関する協 議書、変更届 出に関する通 知書、認定証 の返納に関す る通知書、指 示書、指示に 関する通知書、 営業停止命 令書、営業停 止命令に関 する協議書、 営業廃止命 令書、営業廃 止命令に関 する協議書、 講師							自動車運転代 行業認定証、 解任命令書、 是正措置命令 書、認定に関 する通知書、 認定に関する 協議書、認定 取消処分通知 書、認定取消 しに関する協 議書、変更届 出に関する通 知書、認定証 の返納に関す る通知書、指 示書、指示に 関する通知書、 営業停止命 令書、営業停 止命令に関 する協議書、 営業廃止命 令書、営業廃 止命令に関 する協議書、 講師		

改 正 後	改 正 前																														
<p>(旅費の調整)</p> <p>第5条 旅行者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第31条第1項及び第2項の規定に基づき、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。</p> <p>(1)～(2)の2 略</p> <p>(3) 旅行者が、次のいずれかに該当する旅行における宿泊料については、次の区分により支給する。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 旅行者が旅行し、公務上の必要により翌日にわたり引き続き5時間以上その職務に従事し宿泊施設に宿泊しなかった場合には、1夜につき2,600円とする。ただし、当該旅行が次に掲げる者の本来の業務による旅行である場合には、宿泊料は支給しないものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) 警察署に勤務する地域課員又は地域交通課員</p> <p>オ 略</p> <p>(4)～(12) 略</p> <p>別表(第3条関係) 旅行命令区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>所 属 長</th> <th>旅 行 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">警察本部</td> <td>警察本部長</td> <td>警察本部長、部長、 首席監察官、総括参事官、<u>参事官及び</u> <u>組織犯罪対策統括官</u></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>課長以下の職員</td> </tr> <tr> <td>隊長</td> <td>隊長以下の職員</td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td>所長以下の職員</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	所 属 長	旅 行 者	警察本部	警察本部長	警察本部長、部長、 首席監察官、総括参事官、 <u>参事官及び</u> <u>組織犯罪対策統括官</u>	課長	課長以下の職員	隊長	隊長以下の職員	所長	所長以下の職員	略			<p>(旅費の調整)</p> <p>第5条 旅行者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第31条第1項及び第2項の規定に基づき、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。</p> <p>(1)～(2)の2 略</p> <p>(3) 旅行者が、次のいずれかに該当する旅行における宿泊料については、次の区分により支給する。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 旅行者が旅行し、公務上の必要により翌日にわたり引き続き5時間以上その職務に従事し宿泊施設に宿泊しなかった場合には、1夜につき2,600円とする。ただし、当該旅行が次に掲げる者の本来の業務による旅行である場合には、宿泊料は支給しないものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) 警察署に勤務する地域課員</p> <p>オ 略</p> <p>(4)～(12) 略</p> <p>別表(第3条関係) 旅行命令区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>所 属 長</th> <th>旅 行 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">警察本部</td> <td>警察本部長</td> <td>警察本部長、部長、 首席監察官、総括参事官<u>及び</u>参事官</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>課長以下の職員</td> </tr> <tr> <td>隊長</td> <td>隊長以下の職員</td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td>所長以下の職員</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	所 属 長	旅 行 者	警察本部	警察本部長	警察本部長、部長、 首席監察官、総括参事官 <u>及び</u> 参事官	課長	課長以下の職員	隊長	隊長以下の職員	所長	所長以下の職員	略		
所 属	所 属 長	旅 行 者																													
警察本部	警察本部長	警察本部長、部長、 首席監察官、総括参事官、 <u>参事官及び</u> <u>組織犯罪対策統括官</u>																													
	課長	課長以下の職員																													
	隊長	隊長以下の職員																													
	所長	所長以下の職員																													
略																															
所 属	所 属 長	旅 行 者																													
警察本部	警察本部長	警察本部長、部長、 首席監察官、総括参事官 <u>及び</u> 参事官																													
	課長	課長以下の職員																													
	隊長	隊長以下の職員																													
	所長	所長以下の職員																													
略																															

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県警察本部訓令甲第3号

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県警察本部長 難 波 健 太

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県警察文書取扱規程(平成12年栃木県警察本部訓令甲第23号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表第3(第30条、第31条関係)</p> <p>1 本部所属の記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本 部 所 属 名</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	本 部 所 属 名	記 号	略		<p>別表第3(第30条、第31条関係)</p> <p>1 本部所属の記号</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本 部 所 属 名</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	本 部 所 属 名	記 号	略	
本 部 所 属 名	記 号								
略									
本 部 所 属 名	記 号								
略									

警 備 部	略	略
	機 動 隊	略
略		
2 略		
3 警察署の課の記号		
課 名	記 号	
略		
生 活 安 全 課	略	
生 活 安 全 刑 事 課	生 刑	
地 域 課	略	
地 域 交 通 課	地 交	
略		

警 備 部	略	略
	国体・障スポーツ対策課	栃 国 対
機 動 隊 略		
略		
2 略		
3 警察署の課の記号		
課 名	記 号	
略		
生 活 安 全 課	略	
地 域 課	略	
略		

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

栃木県警察本部訓令甲第4号

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県警察本部長 難 波 健 太

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令

栃木県警察事務決裁規程（平成12年栃木県警察本部訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） 本部長決裁事項～警備第二課長専決事項 略	別表（第3条関係） 本部長決裁事項～警備第二課長専決事項 略
	<u>国体・障スポーツ対策課長専決事項</u>
	<u>1 主管する事務の軽易な企画及び調整に関する</u> <u>こと。</u>
警察学校長専決事項～警察署副署長専決事項 略	警察学校長専決事項～警察署副署長専決事項 略

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。